不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容		自衛消防組織設置命令			
根拠法令等及び条項		消防法第8条の2の5第3項			
	根拠条項	消防法第8条の2の5第3項			
	参考事項	消防法施行令第4条の2の4及び第4条の2の5			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更

【基準】

消防法 第8条の2の5 3 消防長又は消防署長は、第1項の自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、 同項の権原を有する者に対し、同項の規定により自衛消防組織を置くべきことを命ず ることができる。 処 分 基 準